

任意継続組合員の方へ



# 任意継続組合員の皆さまに 今後のスケジュールをお知らせします

すべての任意継続組合員の方へ

令和2年分の掛金の収納証明書を送付します

申込不要

1月下旬発送

令和2年1月から令和2年12月の間に公立学校共済組合が収納した任意継続掛金について、証明書を送付します。  
確定申告をされる際に、社会保険料控除欄に記入する金額の参考としてご利用ください。

令和3年4月以降も任意継続組合員の方へ

1 令和3年度の掛金の払込取扱票を送付します

申込不要

3月中旬発送

令和3年3月中旬に令和3年度任意継続掛金の掛金額決定通知書と払込取扱票を送付します。任意継続掛金は、退職時の標準報酬月額を基に算出されているため、原則として2年目で掛金が大幅に減額されることはありません。

2 令和3年度の掛金の払込方法の変更について

申込必要

令和3年度の任意継続掛金の払込方法は原則として、前年度と同じ方法になりますが、掛金払込方法の変更を希望される場合は、**令和3年2月5日(金)まで(必着)**に郵送にてお申込みください。  
※払込方法は令和3年4月分から変更になります。 ※払込方法の変更手続は、**年1回この時期のみ**です。

**申込方法** 次の事項を記入の上、書類送付先へ郵送でお申込みください(様式は問いません。)

- ア 任意継続組合員証番号
- イ 氏名
- ウ 連絡先電話番号(日中連絡の取れる電話番号)
- エ 希望する払込方法

**2月5日(金)まで  
【必着】**

払込方法は、下記①から④の中から選んでください。

①口座振替(毎月引落) 新たに口座振替を希望する方には、後日、口座番号などを指定していただく用紙をお送りします。金融機関はみずほ銀行のみとなります。

②払込取扱票(毎月払い)

③払込取扱票(半年払い)

④払込取扱票(1年払い)

約1%割引

約2%割引

1年払いまたは半年払いで  
前納すると割引があります。

書類送付先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
東京都教育庁福利厚生部内 公立学校共済組合東京支部 福利厚生課経理担当 宛て

令和3年3月末で任意継続組合員期間が満了となる方へ

資格担当(03-5320-6826)から令和3年3月下旬に資格喪失証明書を送付します。4月1日以降に次の健康保険に加入する手続きをしてください。

申込不要

3月下旬発送

問合せ先

福利厚生課経理担当

☎03-5320-6822